

お薬のしおり

アンチドーピングと薬剤師 No.144 (H26.2)

東京医科大学病院 薬剤部

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会の開催地が東京に決定したことは記憶に新しいかと思います。また、今月よりソチにて第22回冬季オリンピック競技大会も開催されており、みなさんも注目の競技や選手を応援されているでしょう。

ところで、みなさんはドーピングという言葉は聞いたことがありますか？今回はドーピングと薬剤師の関わりについてご紹介します。ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、スポーツにおいて厳しく禁止されています。ドーピングは、公正さを基本とするスポーツ競技において重大なルール違反であるというだけではなく、選手の健康自体にも影響を及ぼす可能性のある危険な行為です。ドーピング検査で禁止物質が検出されれば、治療目的であっても制裁が課せられることもあり、ルールをよく理解しておくことが必要です。

しかし、このドーピングは故意に行われるものだけではなく“うっかりドーピング”（禁止物質入りの市販薬やドリンク剤をそうとは知らずに服用してしまい、陽性反応が出ること）といわれるものがあり、これもドーピング違反とみなされ、記録抹消や競技大会への出場停止などの厳しい処分が下されます。日本のドーピング違反のほとんどは“うっかりドーピング”で、お薬の知識のない選手が体調を整えるために安易に市販薬やドリンク剤を服用することが、スポーツ界では大きな問題になっていました。このような現状をふまえ“うっかりドーピング”を回避するために薬剤師とスポーツ界との協力体制が始まりました。

日本では、2003年に静岡県で開催された国体からドーピング検査が初めて行われました。ドーピング検査には、競技会検査と競技会外検査の2種類があります。競技者の尿や血液を採取し、これを世界ドーピング防止機構（World Anti-Doping



Agency : WADA) 認定分析機関にて分析されます。禁止物質や禁止方法については、WADA の禁止表に記載されています。

ドーピング禁止物質の代表例として、男性ホルモン剤、筋肉増強剤やステロイドなどが挙げられますが、この他にも市販薬や病院から処方される医療用薬品の中には禁止物質を含むものがあります。例えば、市販の総合感冒薬には、興奮剤であるメチルエフェドリンが含まれているものが多くあります。また、葛根湯などの漢方薬に含まれるマオウ（麻黄）にも禁止物質であるエフェドリンが含まれています。さらに、医療用医薬品のうち、気管支喘息の治療で用いられる吸入薬（ β_2 作用薬）は、サルブタモール（サルタノールインヘラー）、ホルモテロール（オーキシス）、サルメテロール（セレVENT）の添付文書上の用法・用量に準じた使用を除いて、禁止物質に指定されています。また、糖尿病薬であるインスリン類、乳癌の治療に用いられるホルモン調節薬であるアリミデックスやアロマシン、利尿薬であるラシックスやアルダクトンなども禁止物質です。但し、治療のために禁止物質がどうしても必要な場合は、原則として大会の30日前までに治療目的使用に係る除外措置を申請することが必要です。しかし、WADA の禁止表は成分名のみが記載されており、具体的にどのような市販薬や医療用医薬品が禁止物質を含むのか、どのようなお薬は使用が可能なのかが明確でないのが現状です。

日本アンチドーピング機構は、日本薬剤師会と連携し、「公認スポーツファーマシスト」制度を2009年に発足しました。「スポーツファーマシスト」とは、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、お薬の正しい使い方の指導、お薬に関する健康教育などの普及・啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを主な活動とする薬剤師です。2009年度より毎年1,000名程度がスポーツファーマシストの認定を受けています。ホームページ(*)では、各都道府県のスポーツファーマシストの検索が可能で、お薬に関する相談をすることができます。お薬を服用している場合や医師からお薬を処方された場合には、主治医からよく説明を受けましょう。それでも、お薬の使用に関して判断に迷う時は、ドーピングに詳しいスポーツドクターやスポーツファーマシストに相談をしてみましょう。



(*) スポーツファーマシスト・検索 : <http://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>